



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

海上自衛隊は

幹部候補生学校卒業生練習遠洋航海にて

靖国神社集団参拝を行わないでください

防衛大臣 木原稔様

海上幕僚長 海将 酒井良様

海上自衛隊の靖国神社集団参拝が、2023年5月17日に行われていたと、2024年2月17日にしんぶん赤旗によって、さらに同年2月20日には朝日新聞によって報道されました。酒井良海上幕僚長は、海上自衛隊幹部候補生学校の卒業生165人の多くが参加したが、個人の自由意思による私的参拝であり、「部隊としての参拝」や「隊員への参加の強制」を禁じた防衛事務次官通達には反しない、自由参拝なので記録がなく、問題はないので「調査する方針もない」と述べました。

しかしながら、靖国神社社務所発行の「靖國」によれば、次のように記されています。

1. 海上自衛隊練習艦隊遠洋航海は、幹部候補生達が海上自衛隊幹部候補生学校を卒業後、幹部自衛官として必要な資質の育成、国際感覚の涵養、訪問国との友好親善を目的として行われる航海であり、遠洋航海終了後、幹部候補生たちは全国の海上自衛隊に着任すること<sup>1</sup>。
2. 同遠洋航海時の靖国神社集団参拝は、1957年から開始され、1962年からは遠洋航海に先立って、一般幹部候補生課程を3月に修了した初級幹部（新任の二尉・三尉）が毎年4月から7月にかけて、130～200名が参加して、靖国神社の拝殿で修祓を受け、昇殿参拝を行っていること（遠洋練習航海部隊参拝）。
3. 遠洋航海の「出発前には毎年当神社への昇殿参拝（正式参拝）が行われている」こと<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 「靖國」527号6面（1999年6月1日）、538号5面（2000年5月1日）、551号10面（2001年6月1日）、575号6面（2003年6月1日）、587号7面（2004年6月1日）、599号3面（2005年6月1日）、611号4面（2006年6月1日）

<sup>2</sup> 「靖國」684号2面（2012年7月1日）、708号2面（2014年7月1日）、720号2面（2015年7月1日）756号2面（2018年7月1日）、768号2面（2019年7月1日）

その上で、「幹部実習生は、純白の制服、制帽、手袋の正装で集合整列。権宮司または宮司の挨拶の後、昇殿。司令官が奉る玉串拝礼に合せ、二拝二拍子一拝の作法にて参拝した。引き続き、先輩諸英霊の冥福と遠洋航海の安全を祈念し黙禱を捧げた」と記されています<sup>3</sup>。

これらの記述によれば、67回目の遠洋練習航海に先立って2023年5月17日に行われた海上自衛隊遠洋練習航海部隊による靖国神社への集団参拝は67回目であり、決して特異な事例ではなく、連綿と続けられてきた反復継続行為と言わざるをえません。

2024年1月9日に、陸上自衛隊の幕僚監部のナンバー2である小林弘樹・陸上幕僚副長が、陸上自衛隊の航空事故調査委員会の自衛官ら22人と靖国神社に集団参拝したことに対しても、防衛省は1月26日に、同省の規律違反に当たる「部隊参拝」ではなかったという調査結果を発表しました。そして今回の参拝でも、「おのおのの自由意思に基づき私人として行った私的参拝」であり、部隊参拝や参加の強制を禁じる1974年の防衛事務次官通達には抵触しないとした極めて形式的な判断で「私的参拝」にとどまると強弁しました。しかし、前年も今年も、「年頭航空安全祈願」と称した参拝の流れや注意事項をまとめた実施計画を、陸上幕僚監部航空機課が中心となって作成していたことが報道されました。さらに日本共産党の穀田恵二衆院議員は、陸上自衛隊幕僚監部装備計画部が実施計画書の作成主体であることを明記した内部文書を入手し、実施計画が公務であったことを明らかにしています。

同様に、海上自衛隊練習艦隊遠洋航海も、海上自衛隊幹部候補生学校の行事として連綿として行われています。これらは、日本国憲法第20条第2項の「信教の自由」および第3項の「政教分離の原則」、またすべての公務員が守るべき第99条の「憲法尊重擁護義務」、さらに先に出された事務次官通達に反します。

旧帝国陸海軍と現在の自衛隊は断絶しているものであり、天皇のための軍隊としての位置づけとは完全に異なります。ましてや、かつての帝国陸海軍の管理下にあった靖国神社の価値観とも断絶しているべきものです。従って、天皇のために死ぬことを最高善とする靖国神社の価値観を、現在の自衛隊の価値観として自衛隊員に教化育成することは許されません。

以上の理由から、2024年2月5日付で、陸上自衛隊幹部らによる靖国神社集団参拝に抗議したのと同様に、今後、海上自衛隊は練習艦隊遠洋航海における靖国神社参拝を二度と行わないよう強く要請します。

2024年6月14日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 星出卓也

<sup>3</sup>「靖國」444号6面（1992年7月1日）、457号8面（1993年8月1日）